適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	·-·、、 受印 \																					[1 /	2]
令和	年	. 月	日		(7	リオ	ブ ナ))	(=	733	0.0	25)												
				 申	主た	人 の 店 る §	場 マ		❸ (法,	733 人の場合 計市西	うのみ公	表され	ます)	目7		-201 (電話		⊒. (090		41/	11	Ω	706	
					(7	リメ	j ナ))								(电前	当省フ	7 (J90_	_	414	+ I	_ 0	1790	,)
					納	税		地		733 計市西) 七丁I	目7	番31.	-201	号								
				請	(7	リナ	j ナ))	9 T F	トシコ キ	;					(電話	香香	 号 (090	_	414	1	<u> </u>	796	3)
					氏 名	又に	ま名		<u>⊗</u>																
				者	(7	リ オ	j ナ))																	
Л	広島西	税務	署長殿		(法 <i>)</i> 代 表																				
					法	人	番	号					1												
公表 1 2 な	されま 申請者 法人、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び 2 の	称 団等を ほか、	事項(② を除く。 登録番 て公表し)にま :号及で	かって!	は、 年月	本店員が	又は自 公表さ	Eたる されま	事務す。	所の	所有	主地									~~ -	ジで
(-	平成28 ※ 当	3年法律 該申請	津第15 青書は	号) 、所 ²	求書発 第 5 条 得税法 3 以前 l	の規定等の-	 定によ −部を	るi 改i	改正 E する	後の注 る法律	肖費和	兑法?	第 57	条(カ2	第 2	項	の規	記定り	によ	りょ	申請	しま	ドす	.
					期間の 和 5 年							場合	は全	介和	5 年	6月	∄ 30	日)	ま	でに	. Z 0	り申	請書	昔を	提出
					このほ	申請書	を提出	する	時点に	こおい	て、診	亥当す	る事	業者	針の区	分に	応じ	٥, [コにロ	/印を	を付	して・	くだ	さい	0
事	業	者	区	分				[Z il	果税事	事業者	í					免	税	事業	者					
							录要件 Ø															には	、次	葉	免税
判定は合このになから	こより 令和 5 申請書を ったこ	月31日 課税事 年6月3 と提出する と は、その	業者とた 0日) a ることを を困難な	なまがな事場にき情																					
					1		長名	引用	会計																
税	理	士	署	名	税理	± 										(電話	香番号	를 (082	_	27	2	_ 5	868	3)
※	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月1			年	J	月	日	通	ſ	言	年	作 月		印目	確認		
務署処	入力	処 理		年	月	日	番号確認				 身元 確認		 済 未済		確認書類		番号:他(カート	·/通	知力一	· ド・i	重転免	計証) l	1	
理欄	登 録	番号	Т	<u> </u>	1 1								/										<u> </u>		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 田本 俊幸										
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。										
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	する法律									
事	個人番号」,,										
業		月 日									
者	内 大	月 日 円									
の											
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け	初 日 6年3月31日									
認	ようとする事業者 令和 年 月	日									
登録要	→										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	いいえ									
確認	┃ その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して										
参											
考											
事											
項											